

学校経営のポイント

“国家理想と国際関係の現実”を考えさせる

若井 彌一

解説するまでもなく、5月3日は「憲法記念日」で、14日ある祝日の一つであり、その趣旨は「日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する」ことである（国民の祝日に関する法律第2条）。

“憲法の国家理想”の現実的修正動向

この憲法は、知られているように、国際関係に関しては徹底した理想主義に立脚している。

もっとも国際関係に関してだけでなく、国政の基本に関しても「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」（憲法前文）ことを“人類普遍の原理”と謳っており、これも現実ではなく、あるべき理想を宣言したものである。

さて、国際関係の現実に対応するという観点に立って、わが国への武力攻撃事態に備えることを内容とする、いわゆる「有事」関連三法案が4月26日の衆議院本会議で審議入りした。政府としては、この連休明けから、予定では本格的な審議に入る段取りのようである。

しかし「武力攻撃事態」という、法案における有事の表現からも明らかのように、規模の大小は別にして、戦争状態を想定している法案であり、しかも現に攻撃を受けた場合だけでなく、攻撃が予想される事態を視野に入れている包括的な内容のものであるだけに、憲法の掲げる平和（外交）主義との整合性が大きな論争点になることは明白である。

国際社会の現実を考えてみれば、50数年間にわたって直接的な戦火にまみれることなく、わが国が国際外交の歳月を刻むことができたのは、じつに幸いなことである。しかし、これからもそうであるという見通しについては、予想が大きく二分されよう。

考えさせたい“人権保障の根本的条件としての平和的国際関係”

各学校で、校長講話等で児童・生徒に問いかけていただきたいのは、一人ひとりの国民の人権保障の根本的条件として平和的な国際関係があるということである。イスラエルとパレスチナの対立関係に限らず、軍事を伴う国際紛争の発生によって、軍従事者だけでなく民間人が犠牲になるという冷厳な事実は、洋の東西を問わず例外がない。

大切なことは、単に戦争によって民間人が犠牲になるという事実を児童・生徒に理解させることではない。

そうではなく、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」（憲法前文）ことを、「政治道徳の法則」に悖る国際的な侵略行為が時に発生する可能性のある現実をふまえつつ、日本がどのようにして国際社会の中で説得力のあるアピールをしていくことが必要であり、またできるのか、その自覚を促し、具体的な努力事項について理解を深めること、それが肝要な教育的取組みであろう。

（わかい・やいち＝上越教育大学教授）

■夏季教育管理職研修会のお知らせ■ 7月28（日）、29（月）、30（火）

- 場所＝東京・お茶の水／総評会館大会議室
- 定員＝250人（先着順、定員になり次第締切）
- 申込方法＝はがき、FAX、電話、Eメール等で受付
詳細については、小誌『教職研修』5月号または小社ホームページ等をご覧ください。

本紙はホームページでも閲覧できます
<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>

好評発売中！ 10年間の審議会重要答申・統計資料・新法令・通知通達等を整理収録！ 教育開発研究所・刊

創刊30周年記念増刊『教職研修 '02 情報版』菱村幸彦監修

各学校・教委に1冊常備の資料大全 【資料CD ROM】添付 4月増刊・B5判300頁・定価2,730円

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）